

「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS 運用方針

令和4年2月18日

栃木県芳賀農業振興事務所

1 目的

本方針は、栃木県農政部芳賀農業振興事務所が運営する「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS (Instagram) の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS は、芳賀地域の農、食、農村風景等の魅力を発信することで、認知度の向上、誘客促進及び関係人口の増加・創出に資することを目的とする。

3 運用方針

- (1) 「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS は、芳賀農業振興事務所の職員が以下のとおり運用する。
 - ①職員が必要に応じて不定期投稿する。
 - ②コメントには原則として対応しない。
 - ③問合せについては芳賀農業振興事務所が対応する。
 - ④利用者が「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS にコメントを投稿する場合、法令違反、公序良俗に反するもの、特定の個人・団体を誹謗中傷するもの、その他運営者が不適切と判断するものに該当する行為を禁じる。また、この場合、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合がある。
 - ⑤「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS に掲載している全ての情報（写真及び文章等）に関する知的財産権（商標権や著作権などの全ての権利）は、栃木県及び運営者に帰属するものとし、引用など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。なお、「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS が再投稿した情報に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。
 - ⑥「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS に投稿されたコメントに関して、栃木県及び運営者は一切責任を負わないものとする。また、「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS による投稿は、情報の正確性、完全性及び有用性について保証するものではない。
- (2) 「とちぎの芳賀の農村だより」 SNS では、次の情報を発信する。
 - ・芳賀地域の農業に関する情報
 - ・芳賀地域の食に関する情報
 - ・芳賀地域の農村風景に関する情報
 - ・芳賀地方の交流施設に関する情報
 - ・その他、芳賀地域の農村地域への誘客に資する情報

4 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、農政部芳賀農業振興事務所ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、同ホームページを通じて周知する。